特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

令和元年8月13日

京都市長 門 川 大 作

- 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称 特定非営利活動法人日本料理アカデミー
 - (2) 代表者名 村田 吉弘
 - (3) 主たる事務所の所在地 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 240 番地京都商工会議所ビルディング 1 階
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、日本国内はもとより世界各地で生活する人々に対して、日本料理の発展を図るため、教育および文化・技術研究ならびにその普及活動を行うと共に、日本料理を支える食育および地産地消を支援し、もって我が国固有の食文化の振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和元年8月2日

(文化市民局地域自治推進室)